

補足説明資料 5

発電用原子力施設の溢水防護に関する 補足説明

2.1 防護すべき設備の設定

防護すべき設備の設定方針については、既工事計画の資料8-2「防護すべき設備の設定」から変更がなく、安全保護系ロジック盤を防護すべき設備^注に設定する。

注：既工事計画の資料8-2「防護すべき設備の設定」の「第2-5表 溢水評価対象の防護対象設備リスト」では、設備数も多数あるため、間接的に必要とする設備（サポート系設備）に対して★印を記載していたが、溢水の防護すべき設備としての扱いが直接的・間接的（サポート系）で変わることはない。また、今回の工事では、安全保護系ロジック盤のみが対象であり、サポート系の識別は必要無いため、サポート系の明記はしていない。

既工事計画の資料8-2「防護すべき設備の設定」

2.1 防護すべき設備の設定方針

溢水から防護すべき設備として、重要度の特に高い安全機能を有する系統がその安全機能を維持するために必要な設備、並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持するために必要な設備である防護対象設備を設定する。

また、重大事故等対処設備についても溢水から防護すべき設備として設定する。

2.2 防護対象設備の抽出

防護すべき設備のうち、防護対象設備の具体的な抽出の考え方を以下に示す。

(1) 重要度の特に高い安全機能を有する系統がその安全機能を適切に維持するために必要な設備

重要度の特に高い安全機能を有する系統がその安全機能を適切に維持するために必要な設備として、運転状態にある場合は原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な設備を防護対象設備として抽出する。

原子炉の高温停止、低温停止及びその維持に必要な系統又は機能として以下を選定し、これらの機能を達成するために必要な系統設備を防護対象設備として選定する。

- ・原子炉停止：原子炉停止系（制御棒）
- ・ほう酸添加：原子炉停止系（化学体積制御系ほう酸注入機能）
- ・崩壊熱除去：補助給水系、主蒸気系、余熱除去系
- ・1次系減圧：1次冷却材系統の減圧機能
- ・上記系統の関連系（原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系、制御用空気系、換気空調系、非常用電源系、空調用冷水系、電気盤、計装回